

答申甲第30号

当審査会で審議した結果、「類型事項」又は「個別事項」に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認める。

なお、要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものであることから、収集する個人情報の内容や収集する必要性を十分に検討の上、事務に必要な最小限の範囲で収集するように留意すること。

また、どの類型に該当するか判断がつかない事案については、審査会の意見を聴くなど適切に対処すること。

個人情報の種類による収集の制限の例外に関する事項

(個人情報保護条例第7条第4項第3号の規定に基づく諮問に対する答申)

(1) 類型事項

番号	類型	収集する要配慮個人情報	収集の理由又は必要性等
1	県民等からの相談，陳情，要望，意見等の中で相談者等の意思により提供される要配慮個人情報を収集する場合		各種の相談等で提供される情報の中に提供者等の要配慮個人情報が述べられることがあるが、これらの情報は、実施機関の意思にかかわらず、相談者等の一方的な意思により提供される場合がある。
2	新聞，書籍等の中に公知情報として掲載された要配慮個人情報を出典，収集先，収集時期を明記して収集する場合	人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴	既に公にされ、不特定多数の者が知り得る状態にある要配慮個人情報を事務の目的の達成に必要な範囲内で収集する場合がある。
3	作文等のコンクール，試験等を行うに当たり，作成される作文，論文等の記載内容に含まれる要配慮個人情報を収集する場合	犯罪により害を被った事実 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導等が行われたこと 刑事事件に関する手続が行われたこと 少年の保護事件に関する手続が行われたこと	作文等のコンクール，試験等において作成される作文，論文等の記載内容に含まれる要配慮個人情報は、自由な意思により記載されるものであり、様々な内容が提供される場合がある。
4	争訟，評価，指導，懲戒処分等を行うに当たり，公正な判断や準備等を行うために要配慮個人情報を収集する場合		争訟，評価，指導，報告，懲戒処分等の事務の中で公正な判断や争訟の準備等を行うために要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。また、当事者の一方的な意思により提供される場合がある。

5	<p>栄典，表彰等の選考要件を確認するに当たり，候補者等の犯罪の経歴等の要配慮個人情報を収集する場合</p>	<p>犯罪の経歴 心身の機能の障害 刑事事件に関する手続が行われたこと</p>	<p>栄典や表彰等の選考要件を確認するに当たり，本人の心身の機能障害や犯罪の経歴等の要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。</p>
6	<p>海外からの研修者や来客等を受け入れるに当たり，滞在中の生活に支障をきたさないように，健康診断等の結果の要配慮個人情報を収集する場合</p>	<p>病歴 健康診断等の結果</p>	<p>海外からの研修者や来客等の受け入れに当たり滞在中の生活に配慮するために健康診断等の結果の要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。</p>
7	<p>すでに公にされている議員等の，政党名，会派名，政治理念等の信条の要配慮個人情報を収集する場合</p>	<p>信条</p>	<p>すでに公にされ，不特定多数の者が知り得る状態にある要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。</p>
8	<p>職員，講師・指導員等の採用に当たり，応募者の適性或能力を確認するために要配慮個人情報を収集する場合</p>	<p>人種 信条 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導等が行われたこと 刑事事件に関する手続が行われたこと</p>	<p>適任者の選任等の手続を行うに当たり，応募者の適性或能力を判断するために，要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。また，当事者の一方的な意思により提供される場合がある。</p>
9	<p>土地，家屋等を取得するに当たり，宗教施設の移転や改葬等を行う場合に信条の要配慮個人情報を収集する場合</p>	<p>信条</p>	<p>公共事業等に伴って宗教施設の移転や改葬，費用の補償が必要となるなど，土地や家屋等の所有者の宗教等に関する要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。</p>
10	<p>医療機関等が患者に治療等を行うに当たり，当該患者の病歴，障害状況等を収集する場合</p>	<p>病歴 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導等が行われたこと</p>	<p>医療機関等が患者に適正な治療等を行うに当たり，当該患者の病歴，心身の機能障害等の要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。</p>

11	<p>各種の申請，届出等に 係る事務処理に当たり， 事務の目的の範囲内で要 配慮個人情報収集する 場合</p>	<p>人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導等が行われたこと 刑事事件に関する手続が行われたこと 少年の保護事件に関する手続が行われたこと</p>	<p>免許試験・許可・届出・登録・申請・ 補助・助成等の事務処理に当たり，要 配慮個人情報を必要な事務の目的の 範囲内で収集する場合がある。また， 当事者の一方的な意思により提供さ れる場合がある。</p>
12	<p>研修，イベント，講演 会等の開催や参加に当た り，講師，参加者等の関 係者の病歴や心身の機能 障害等の要配慮個人情報 を収集する場合</p>	<p>病歴 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導等が行われたこと</p>	<p>研修，イベント，講演会や大会等の 開催や参加に当たり，参加者の参加要 件や健康面への配慮を行うために，病 歴や心身の機能障害等の要配慮個人 情報を必要な事務の目的の範囲内で 収集する場合がある。</p>
13	<p>学校等における教育・ 指導等を行うに当たり， 生徒等の病歴や心身の機 能障害等の要配慮個人情 報を収集する場合</p>	<p>信条 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導等が行われたこと 刑事事件に関する手続が行われたこと 少年の保護事件に関する手続が行われたこと</p>	<p>生徒や受講者等に対して，教育・生 活・保健指導等や相談対応，健康管理 等を行うに当たり，要配慮個人情報を 必要な事務の目的の範囲内で収集す る場合がある。また，当事者の一方的 な意思により提供される場合がある。</p>
14	<p>職員等の人事管理等を 行うに当たり，職員等の 病歴等の要配慮個人情報 を収集する場合</p>	<p>信条 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導等が行われたこと</p>	<p>職員等の人事・サービス・健康管理等 を行うに当たり，要配慮個人情報を必要 な事務の目的の範囲内で収集する場 合がある。また，当事者の一方的な意 思により提供される場合がある。</p>

15	債権回収の可否等を判断するに当たり、債務者の病歴、心身の機能障害等の要配慮個人情報収集する場合	病歴 心身の機能の障害	資金貸付け等に係る債権等の徴収事務の対応に当たり、債権回収の可否等を判断するために、債務者の病歴、心身の機能障害に関する要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する必要がある。
16	傷害事故等の給付等事務を行うに当たり、治療状況や障害状況等の要配慮個人情報収集する場合	心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導等が行われたこと	傷害事故等での相手方との示談や保険料請求などの給付等事務を行うに当たり、治療状況や障害状況等を把握するために医師の診断結果等の要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する必要がある。

(2) 個別事項

番号	事務	収集する要配慮個人情報	収集の理由又は必要性等
1	応急仮設住宅等入居者健康調査事務 (健康推進課)	病歴 心身の機能の障害	応急仮設住宅入居者の健康状況を把握し、支援が必要な被災者を各種の健康支援に結びつけるに当たり、本人の病歴や心身の機能障害の要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する必要がある。
2	災害公営住宅入居者健康調査事務 (健康推進課)	病歴 心身の機能の障害	災害公営住宅入居者の健康状況を把握し、支援が必要な被災者を各種の健康支援に結びつけるに当たり、本人の病歴や心身の機能障害の要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する必要がある。
3	行方不明・身元不明者関係事務 (長寿社会政策課)	病歴 心身の機能の障害	認知症による徘徊等の行方不明の捜索協力・身元不明者の身元特定協力依頼を行うに当たり、病歴や障害の有無等も捜索や身元特定への情報であるため、本人の病歴や心身の機能障害の要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する必要がある。